

◆給食費公会計化◆

給食センター整備事業を進めるにあたり、給食費の透明化等を図るため、公会計化を推進する必要がある。

【公会計化の効果】

公金に関する透明性向上

- 各学校管理から町管理となり歳入歳出が明確となる
- 納品が公発注となることにより、価格の平準化等が図れる
- 法的な管理者が明確となる
- 学校における現金管理がなくなることで安全性が向上する

住民の利便性向上

- 学校指定の金融口座でなく、指定金融機関で支払可能
- 問い合わせ先が町となることで、相談等がしやすくなる
- 児童手当からの充当など支払方法が多様化する

学校教職員の事務省力化

- 担任が実施している学級の給食費管理が不要となる
- 未納対応がなくなるため、職員負荷軽減
- 事務省力化により生じる時間を教育へ転嫁

学校給食費徴収・管理に関するガイドライン

文部科学省

1. 学校給食費の公会計化等により見込まれる効果

地方公共団体において学校給食費の公会計化を実現し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体自らの業務として行うことにより、以下のような効果が見込まれます。

1. 1 教員の業務負担の軽減

学校給食費の公会計化等に伴い見込まれる大きな効果として、まず教員の業務負担の軽減が挙げられます。平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」においては、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備として、業務改善の取組を適切に行うことが提言されています。学校給食費を学校単位で会計処理（以下、「私会計」という。）し、学校において学校給食費の徴収・管理業務を行っている場合に、滞納者が生じると、教員や学校事務職員が督促業務を行うこととなります。

しかし、滞納者への督促は税金などの督促を専門とする部署でも苦勞するものであり、組織として督促業務の専門性を有しない学校において、教員が対応することは、肉体的（時間的）にも精神的にも負担が大きいと言えます。特に、文書による督促が効果を発揮しなかった場合、電話や戸別訪問による督促に移行しますが、保護者が仕事などで不在であることが多い昼間（通常の勤務時間帯）は保護者と話をすることが難しく、どうしても夜間等を実施せざるを得ない部分があり、教員にとって大きな負担となってきました。

学校給食費の公会計化等に伴い学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体に集約すると、教員は当該業務を担う必要がなくなります。教員が当該業務から解放されることにより、授業改善のための時間や児童・生徒に向き合う時間を増やすことができます。

〔地方公共団体の事例〕

- 1校当たり年間 190 時間の業務削減効果を見込んでいます。

1. 2 保護者の利便性の向上

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の納付方法が多様化し、保護者の利便性を向上させることができます。

私会計で学校において学校給食費を徴収・管理する場合には、ゆうちょ銀行等の特定の金融機関を指定し、振込や振替を実施することが多く、このため、入学の際に保護者に特定の銀行口座を開設してもらうなどの手間が発生しています。

一方、学校給食費の公会計化を実現し、地方公共団体が指定金融機関に指定すれば、指定された金融機関のいずれからでも学校給食費の振替を実施できるようにしています。

〔地方公共団体の事例〕

- 12 の金融機関からの納付を受付けています。

また、学校給食費について、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードによる納付を可能にした地方公共団体もあります。

このような学校給食費の徴収・収納に関する事務の外部委託は、年単位・月単位で固定的な利用料が発生するため、学校においてはコストが割高となり（あるいは納付額より利用料が高くなり）、活用が難しい面がありますが、地方公共団体においては、税金や手数料等の徴収金について、これらの納付方法を活用できるようにし、学校給食費も対象としている例があります。

〔地方公共団体の事例〕

- インターネットでの決済サービスを用いて、学校給食費のクレジットカードでの収納を可能としました。
- 納付書によるコンビニエンスストアでの納付を可能としています。

1. 3 学校給食費の徴収・管理業務の効率化

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体に集約すると、当該業務を行う専任職員の配置や債権管理部門との連携、督促業務の外部委託を通じて、業務の効率化を図ることが可能となります。

〔地方公共団体の事例〕

- 税等の収納を行う収納課で、給食費未納者向けの「催告書の送付」や「法的措置の予告」を実施してもらっています。
- 滞納額が1万円を超えるケースについては、税等の他の債権も含めて債権管理課が一元的に管理し、電話や家庭訪問等を実施し、なお回収できない場合には同課において法的措置を実施しています。
- 未納者への電話や文書での督促を法律事務所に委託しています。

また、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れることから、地方公共団体の財務会計システム等も活用可能となります。たとえば、学校給食費を管理するシステムを導入し、地方公共団体の財務会計システムと連携させることで、効率的に納付状況等を管理することができます。

また、各学校等で各々処理されていた食材等の購入に関する支払業務も、教育委員会事務局において一括して行うことが可能となります。これにより、学校給食の実施に関する業務も効率化することができ、当該業務に携わる教職員の負担軽減にも繋がります。

さらに、調味料や冷凍食材等、比較的地持ちがして共通的に発生する食材の調達に関しては、地方公共団体全体で一括して入札を行い契約することで、調達コストを引き下げることが期待できます。これらも、学校給食費の徴収・管理業務を地方

公共団体に集約した効果ということができます。

なお、学校給食費の公会計化によって会計処理が一元化された場合も、各学校や給食センターごとの献立作成ができなくなるわけではなく、それぞれの創意工夫を生かした取組が可能です（詳細は2. 1. 6に記載）。

〔地方公共団体の事例〕

- 調味料や冷凍食材等の加工食材は、教育委員会で入札を行い、単価契約で調達しています。
- この他、公会計化した地方公共団体で、これらの食材に関しての一括調達を実施し、コストの低減等の効果を挙げています。

1. 4 その他の効果

私会計に伴う学校給食費の徴収・管理は学校単位で行われます。このため、地方公共団体による関与の余地が乏しく、経理面の管理・監督体制や監査機能が限られるほか、食材調達費が不足した場合に、その影響を抑え安定的に学校給食を実施することが容易ではないなどの課題を抱えています。

また、学校単位で会計処理を行うが故に、食材の調達や学校給食費の徴収業務においてスケールメリットを活かしにくいという課題もあります。

これらの課題については、学校給食費の公会計化と徴収・管理業務を地方公共団体で行うことにより、以下のような改善効果が期待できます。

1. 4. 1 学校給食費の管理における透明性の向上

既述のとおり、私会計に伴う学校給食費の徴収・管理は学校単位で行われ、地方公共団体の会計からは独立しています。このため、多くの場合、地方公共団体による監査を受けることはありません。

このような中、私会計下で学校給食費の徴収・管理業務を担当する職員等が、学校給食費を私的に不正流用する事態が時折生じてきました。また、帳簿への計上や執行管理が適切に行われず、残高が不明確となることや、他の学校徴収金と混同されることもありました。

学校給食費の公会計化を実現すれば、学校給食費は地方公共団体の予算に組み入れられます。これにより、経理面の管理・監督体制や監査の機能も充実し、学校給食費の管理における透明性を向上させる効果が期待できます。

1. 4. 2 学校給食費の徴収における公平性の確保

学校給食費の徴収・管理に関しては、各地方公共団体及び学校において全額徴収に向けて努力が行われているものの、残念ながら滞納が全くないことは稀です。特に、督促業務について組織として専門性を有しない学校において、教職員が本来業務の合間を縫って督促を行い、文書・電話・家庭訪問等を実施しても徴収できない場合には、法的措置に移行することが考えられるものの、これに要する人

員や専門性、時間、経費等を考慮すると、学校では実施しにくいという課題があります。

一方、既述のとおり、学校給食費の公会計化に伴い学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体に集約すると、専任の職員を配置することや、税などの出納部門と協力することにより、業務の効率化を図り実効性を高める効果が期待できます。具体的には、督促の経過に応じて法的措置を講じることや、市区町村長が予め保護者の申出を受けて児童手当から学校給食費を徴収するなど、より効果的な対策を講じることとも可能となります。

これらの対応を通じて、より確実に学校給食費を徴収することにより、公平性を確保する効果が期待できます。

〔地方公共団体の事例〕

- 納付催告に応じない滞納家庭には、配達証明付内容証明郵便による支払催告書を送付し、最終的には簡易裁判所への支払督促の申立を実施しています。

1. 4. 3 学校給食の安定的な実施

学校給食費は、当然のことながら余計に徴収しているものではありません。このため、滞納額が増加した場合や天候不順等により野菜等の生鮮食材の価格が高騰した場合、食材調達費に不足が生じることとなります。

特に、私会計下で学校給食費を徴収・管理している場合には、食材調達費に不足が生じると、使用する食材やおかずを減らす、あるいは、給食の回数を減らすなどの対応が行われてきました。

学校給食費の公会計化を実現すれば、一会計年度の食材調達費の所要額は、地方公共団体の予算の中で適切に確保されます。生鮮食材の価格が高騰した場合においても、同じく予算での対応が可能となります。これにより、安定的に学校給食を実施することができます。

なお、学校給食においては、当該地方公共団体の他の部局と共同で、例えば地産地消や地場産業活性化といった取組を行うことも考えられますが、私会計による学校単独の学校給食よりも、地方公共団体の公会計で学校給食を行った方がそうした一体的な取組は実施しやすくなると考えられます。

学校給食公会計化スケジュール案（令和5年度開始予定）

年月 分類	令和3年						令和4年度										令和5年度															
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月							
条例等制定	要件整理（総務課等協議） その他（債権、時効等について）						条例・規則原案作成						教育委員会議決		議会議決		条例・規則に基づく運用開始															
関係課との調整	財政課：予算化に向けた科目設定等の協議、一括発注の契約手法等協議												その他関係課（教育政策課、収納課、福祉課、子育て支援課等）との各種情報共有、連携																			
庁内間データ連携	情報システム担当と調整し、学齢簿等の必要データ連携（町の基幹システムネットワークを利用予定） 令和4年度システム開発に向けて、令和4年度上半期中には制度設計完了させる																															
給食費徴収システム・栄養管理ソフト関連	予算要求		仕様書作成				業者決定		契約		設計/構築/単体テスト/結合テスト				システムへの取り込み				本稼働													
	予算確定						要件定義		総合/運用テスト、各種登録事務																							
会計課及び金融機関	◆会計管理室との協議 ・財務会計システムと徴収システムのデータ連携 ・口座振替様式、口座振替データの集約業務委託の協議、口座データ送信に係る協議 ・金融機関との口座振替契約（協定）の協議 ・システムで発行する納付書の様式協議												在校生保護者から口座情報収集		新入生保護者からの口座情報収集		口座情報入力															
給食費徴収マニュアル	・現行の学校会計における運用確認 ・公会計化後の運用手法検討 ・事務運用マニュアルの作成										校長会等へ説明 各学校教職員に向けて周知		在校生保護者向け周知案内				ホームページ掲載															
学校・保護者説明																			(小学校) 新入生説明会での周知				(中学校) 給食費に関する周知									
食材物資調達	・物資調達方法の制度設計（発注手法、単価決定方法等の検討）						業者向けに町調達方法の変更を説明 ※令和5-6年度の納入業者選定は令和4年度中に実施予定のため、事前に給食センターでの納品方法等も含め、調達方法の変更等を説明						次期（令和5-6年度）納入業者選定				当初納入価格決定		令和5年度中から物資の町会計による調達開始													

「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」実施要項

寒川町教育委員会

1 アンケートの目的

少子化等の進行により本町の児童・生徒数が減少するとともに、学校施設の老朽化などの様々な課題が生じてくる中で、「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」を設置し、子どもたちにとって良好な学校教育環境の実現に向けた学校再編について、保護者、教職員、町民の意向を把握し、検討するため、約5,300名（人口比約11%）を対象にアンケートを行う。

2 アンケート対象

対 象	サンプル数	調査方法
保護者	3,837人 (R3.6.1時点の児童・生徒数)	学校経由
教職員	230人 (県費教職員)	学校経由
一般町民	1,500人 (無作為抽出)	郵送
計	5,567人	—

3 アンケート内容

町立小・中学校のめざすべき望ましい教育環境について

4 アンケート方法

ア 教育委員会から9月28日（火）までに各校に保護者・教職員向け文書及びアンケート質問・回答用紙を搬入します。保護者分については、家庭数で配付できるよう、学級ごとに仕分けをしてください。

イ 依頼文書（「『寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート』実施のお願い」）、質問・回答用紙（「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」）、を10月1日（金）に全児童・生徒（家庭数）及び県費負担教職員に配付してください。

- ウ 質問・回答用紙は、児童・生徒の保護者が、各家庭において記入し、10月12日（火）までに各担任に提出します。教職員は、職場又は各家庭において記入し、10月12日（火）までに各教頭先生に提出します。
- エ 10月13日（水）に教頭先生が各担任を通じて提出された質問・回答用紙を取りまとめて保管してください。この際、保護者分はクラスごとに分けずにまとめてかまいません。なお、教職員と保護者とに分けて取りまとめておいてください。
- オ 取りまとめた質問・回答用紙は、10月14日（木）に教育政策課職員が、各学校に取りに伺います。
- カ 10月12日以降の提出があった場合は、町遞送便で教育委員会教育政策課宛て、送付ください。集計の関係上、10月20日（水）到着分まで受け付けます。

5 アンケート実施日程

- 9月 7日 校長会にて、本アンケートの実施に関する説明の実施
- ～ 9月28日 保護者（家庭数）及び教職員向けアンケートに係る文書及び質問・回答用紙を各校に搬入
- ～ 9月30日 各校にて保護者分アンケートを学級ごとの枚数に仕分け
- 10月 1日 各校にて保護者（家庭数）及び教職員にアンケートに係る文書及び質問・回答用紙を配付
- ～10月12日 各校にて保護者及び教職員対象アンケートの実施・随時回収
保護者：各担任に提出 教職員：各教頭先生に提出
- 10月13日 教頭先生が保護者対象アンケート取りまとめ
- 10月14日 教育政策課職員が各校から取りまとめた質問・回答用紙を回収

令和3年10月1日

保護者・教職員の皆様へ

寒川町教育委員会

「寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート」実施のお願い

時下、ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。平素より本町の学校教育行政の推進につきまして、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今日、少子高齢・人口減少社会の到来がますます社会的な課題となっています。寒川町では、少子高齢化に対応し、地域の持続可能性を有した魅力ある町であり続けるため、「雇用機会の確保と産業の創出」「若い世代の子育て環境の整備」「まちの魅力と認知度の向上」の3つを掲げ、若い世代の流入促進や転出抑制に向けた施策を積極的に展開しています。その結果、近年における人口動態は、目標人口を超えて推移しており、全体の取組としては順調に進んでいるところです。

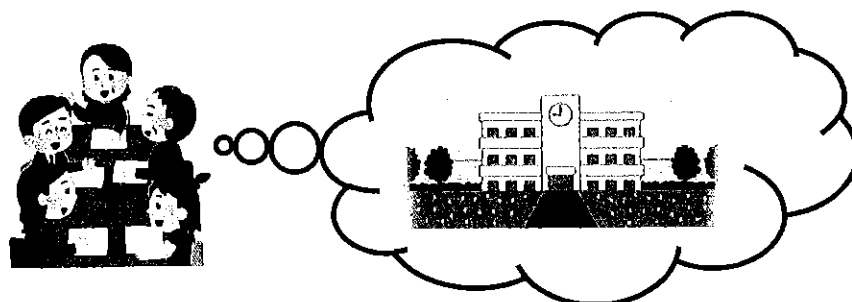
しかしながら、本町における年少人口（0歳から14歳）は、今後40年間で約24%減少することが見込まれています。小・中学校の規模が小さくなることで、きめ細かな指導が期待できる一方で、クラス替えが困難になる、集団活動が制限されるなどの学習環境への影響が懸念されています。

また、町の公共建築物の約6割が建築後30年以上経過して老朽化が進行し、小・中学校の校舎をはじめ、これから多くの施設で建替えなどの更新時期が一齐に到来します。そこで、令和3年3月に「寒川町公共施設再編計画」が策定され、次のことが指摘されています。

- 本町の人口は、2060年には3万7千人台となり、現在より約1万人減少する
- 生産年齢人口（15歳から64歳）が減少し、町税減収が想定される
- 高齢化率が約24%（2015年時点）から約35%（2060年）へ上昇し、社会保障費の増加が想定される（参考：2020時点 高齢化率 27%）
- 町の公共施設のうち学校教育施設が約6割を占める中、全ての公共施設を更新（＝建替え）することは、財政シミュレーション上、2033年に資金不足になるため不可能である
- 財政破綻を回避するために、公共施設の再編が必要である

このような中で、本町では、町民の方や町立小・中学校関係者、学識経験者による「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」を設置し、この機会に将来の寒川の子もたちにとって更なる良好な学校教育環境を提供するため、おおよそ40年後に向けた、めざすべき望ましい教育環境や、そのために今から何をしていくべきかについて検討していきます。

つきましては、町立小・中学校の保護者及び教職員、並びに町民の皆様のご意見等を把握するため、次のとおりアンケートを実施いたしますので、本趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。



記

1 アンケートの目的

少子化等の進行により本町の児童・生徒数が減少するとともに、学校施設の老朽化などの様々な課題が生じてくる中で、子どもたちにとって良好な学校教育環境の実現に向けて、保護者、教職員、町民の皆様の意向を把握するため。

2 アンケート対象

対象	サンプル数	調査方法
保護者	3,837人 (R3.6.1時点の児童・生徒の家庭数)	学校経由
教職員	230人 (県費教職員)	学校経由
一般町民	1,500人 (無作為抽出)	郵送
計	5,567人	—

3 アンケート内容

今後めざすべき望ましいと考える教育環境について

4 アンケート方法

ア 質問・回答用紙は、児童・生徒の保護者の方は、各家庭において記入し、10月12日(火)までに各担任の先生を通じて提出してください。

イ 教職員の方は、職場又は各家庭において記入し、10月12日(火)までに各校の教頭先生に提出してください。

ウ 町立小・中学校両方に通学させている保護者の方は、中学校にのみご提出ください。
(※各家庭につき、お一人の回答をお願いします)

■ このアンケートに関するお問合せ先

寒川町教育委員会 教育政策課 Tel 0467-74-1111 (内線511~513)



※小・中学校両方に通学させている保護者の方は中学校にのみご提出ください
寒川町立学校のめざすべき望ましい教育環境に関するアンケート

令和3年10月 寒川町教育委員会

このアンケートは、お子様が町立学校に通学している全ての保護者の方及び町立学校に勤務する教職員とともに、無作為に抽出された町内在住の18歳以上の方（未就学児の保護者を含む）を対象にお送りしています。

ご返送いただいた回答は、子どもたちのより良い教育環境を検討するための参考として活用させていただくもので、この目的以外には一切使用いたしません。

また、無記名（匿名）での回答ですので、個人が特定されることはございません。保護者又は教職員の皆様の率直なご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

【記入にあたってのお願い】

- (1) 保護者又は教職員のご本人様をご回答ください。
- (2) 設問の選択肢の中からご自身の考えに最も近いものを選び、ぬりつぶしてください。

: 空白マーク : 正しいぬりつぶし : 不十分なぬりつぶし

※ぬりつぶす時は、はみ出さないようにしてください。

※この用紙は機械で集計するので、書きこみをしたり、用紙をよごしたりしないでください。

- (3) 設問は自由記述も含めて全部で19問です。回答目安時間は16分程度です。
- (4) ご記入いただいた用紙は、10月12日（火）までに

保護者の方はお子様を通じて担任の先生に、教職員の方は教頭先生にご提出ください。

※小・中学校両方に通学させている保護者の方は中学校にのみご提出ください。

アンケートに関するお問合せ先

寒川町教育委員会 教育政策課
電話 0467-74-1111 (内線511～513)
FAX 0467-75-9907
E-mail kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp

【回答者のことについて】

問1 あなたの年齢をお答えください。

- 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代
- 50歳代 60歳代 70歳以上

問2 あなたの世帯の18歳以下の方の就学等の状況について、該当するものをすべてお答えください
【複数回答可】。

- いない 就学前の乳幼児 小学生
- 中学生 高校生 その他

問3 あなたがお住まいの小校区はどちらですか。

特別な事情により学区外に通学されている場合は、現在通学している小学校をお答えください。
教職員の方の場合は、勤務する学校をお答えください。

- 寒川小 一之宮小 旭小 小谷小 南小
- 旭小又は小谷小 中学校勤務

※不明の場合は2/12ページの「学区早見表【小学校】」をご参照ください。

問4 あなたがお住まいの中校区はどちらですか。

特別な事情により学区外に通学されている場合は、現在通学している中学校をお答えください。
教職員の方の場合は、勤務する学校をお答えください。

- 寒川中 旭が丘中 寒川東中 小学校勤務

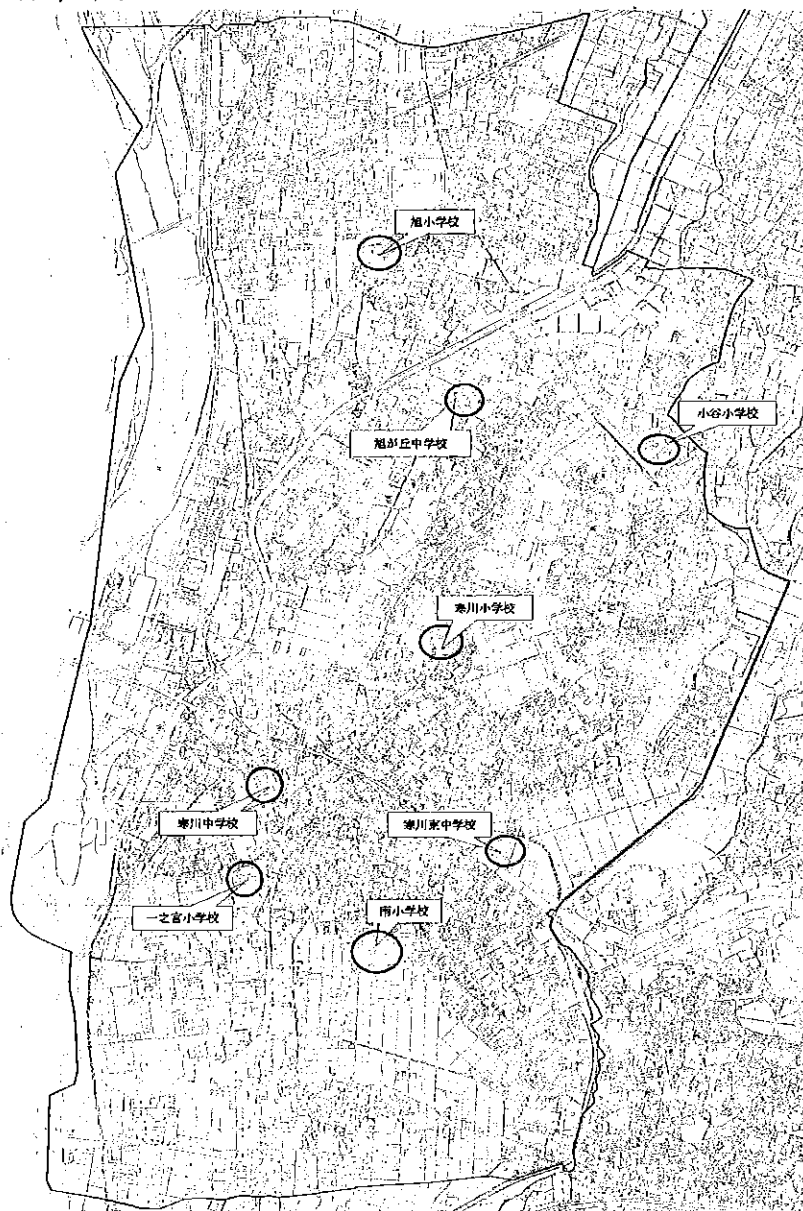
※不明の場合は3/12ページの「学区早見表【中学校】」をご参照ください。

学区早見表【小学校】		
字	丁目(地番)	学区
田端	全域	南小
一之宮	2384番地	寒川小
一之宮	3157番地、2~7丁目、8丁目4番、6~11番、21・22番	一之宮小
一之宮	1丁目、8丁目1~3番・5番・12~20番、9丁目	南小
大曲	137・138番地	寒川小
大曲	1~4丁目	南小
中瀬	全域	南小
岡田	2~2462番地、1~4丁目、5丁目1~17番、6丁目1~6番、8丁目	寒川小
岡田	5丁目18番、6丁目7~10番、7丁目、 3430~3585番地(大蔵地区内とび地)	小谷小
大蔵	2~37番地(岡田地区内とび地)	寒川小
大蔵	233~979番地	小谷小
小谷	57・58・65番地(岡田地区内とび地)、 520・522番地(岡田地区内とび地)	寒川小
小谷	1529~1530番地、1~4丁目	小谷小
小動	全域	小谷小
宮山	1~1072番地、1079番地、1088~1842番地、2091~2099番地 3727~3732番地、3734~3736番地、3746~3814番地、 3822番地、3825~3835番地、3837~4458番地	寒川小
宮山	2045番地(目久尻川より西側)、2142~2199番地、2200~2241番地、 2249~2251番地、2253番地2~4番、2258~2259番地、 2456~2504番地、2714~3725番地、3733番地、3737~3745番地、 3815~3820番地、4459~4506番地	旭小
宮山	1074~1078番地、1080~1086番地、1843~2044番地、 2051~2088番地、2102~2139番地、2242~2247番地、 2252~2253番地、2254番地、2260~2346番地、2505~2582番地	小谷小
宮山	1843~1846番地、1849~1863番地、1873~1900番地、 1908~1941番地、1989番地、2007~2040番地、2051番地-1・8・9、 2052~2084番地、2088番地-1・5、2092番地-1、 2100番地-1・5・9、2101~2105番地、2109~2135番地、2139番地、 2161番地、2182~2183番地、2242~2247番地、2252~2254番地、 2257番地、2260~2288番地、2303番地-1・4、 2304番地-1・4、2333~2334番地、2338番地、3498番地-6、 3508番地、4852番地、4855番地-2、4893番地	旭小 又は 小谷小
倉見	全域	旭小

学区早見表【中学校】		
地区：字	丁目（地番）	学区
田端	全域	寒川中
一之宮	3157番地、1丁目2～5番・11～15番・23・24番、 2～8丁目、9丁目32～38番、2384番地	寒川中
一之宮	1丁目1番・6～10番・16～22番、 9丁目1～31番・39番	寒川東中
大曲	1～4丁目	寒川東中
中瀬	全域	寒川東中
岡田	35・36番地、37～39番地1・2、41番地、59番地3、63～66番地、 68番地、897番地、1112～1164番地	寒川中
岡田	2462番地、3430～3470番地（大蔵地区内とび地）、 3493～3585番地（大蔵地区内とび地）	旭が丘中
岡田	2～34番地、40番地、67番地、69～693番地、798～896番地、 899～1110番地、1166～2442番地、3471番地（大蔵地区内とび地）、 1～8丁目	寒川東中
大蔵	489～496番地、635～1604番地	旭が丘中
大蔵	5～37番地（岡田地区内とび地）、333～395番地	寒川東中
小谷	57・58番地（岡田地区内とび地）	寒川中
小谷	520・522番地（岡田地区内とび地）、1529・1530番地、1～4丁目	旭が丘中
小谷	65番地（岡田地区内とび地）	寒川東中
小動	全域	旭が丘中
宮山	1～393番地、744～1036番地、1038～1045番地、1051番地、 1317～1347番地、3812番地2・6・8、3815番地、3825～3851番地、 3852番地2～5、3855番地、3856番地3・4、3922～4183番地、 4184番地1・2・5・6、4185～4458番地	寒川中
宮山	394～531番地、1050番地、1050番地11・24・54・62・66・71、 1050番地85～89・93～98、1050番地105～107・113・116～118、 1060番地、1071～1316番地、1348～3811番地、3812番地1・7・9、 3813～3814番地、3813～3814番地、3816～3821番地、3852番地1、 3854番地、3856番地1・2、3857～3921番地、4184番地3、 4459～4506番地	旭が丘中
宮山	1037番地、1046～1048番地、1050番地4～10・46～51・57～59、 1050番地63～65・70・92・99・108、1061番地	寒川東中
倉見	全域	旭が丘中

参 考

寒川町立学校配置図



令和3年度寒川町立学校 児童・生徒数及び学級数

令和3年5月1日現在

学校名	児童・生徒数	学級数							特別支援学級	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
寒川小学校	495	3	3	3	3	3	3	2	20	
一之宮小学校	363	2	2	2	2	2	2	2	14	
旭小学校	689	4	3	4	3	4	3	3	24	
小谷小学校	462	3	2	2	3	3	3	3	19	
南小学校	567	3	3	3	3	3	3	2	20	
寒川中学校	283	3	3	3				2	11	
旭が丘中学校	598	5	5	5				4	19	
寒川東中学校	379	4	3	4				2	13	



【小・中学校における望ましい学校教育について】

問5 期待する子どもの将来の姿はどのようなものですか。

次の1～14の項目について、あなたの考えに近いものを1つずつ選んでください。

		ぜひそう なってほしい	できればそう なってほしい	あまりそうな らなくてもよい	そうならな くてもよい
1	社会規範を身に付け、物事の善悪が判断できる	○	○	○	○
2	周囲の人と協力し合いながら物事を進めることができる	○	○	○	○
3	礼儀正しく、相手を思いやることができる	○	○	○	○
4	自分で考え、判断し、行動することができる	○	○	○	○
5	自分のことに責任をもって行動することができる	○	○	○	○
6	困難に負けず、粘り強く物事に取り組むことができる	○	○	○	○
7	社会や周囲の人の役に立つことができる	○	○	○	○
8	自分のもつ知識や技術で、経済的に自立した生活ができる	○	○	○	○
9	個性を発揮し、自分の夢を実現できる	○	○	○	○
10	自分で新しい道を切り拓いていくことができる	○	○	○	○
11	心身共に健康に生活できる	○	○	○	○
12	リーダーシップを発揮し、集団をまとめ、引っ張っていくことができる	○	○	○	○
13	異なる文化や言語をもつ外国の人たちとコミュニケーションを図ることができる	○	○	○	○
14	情報モラルを含み、コンピュータ等の情報手段を適切に活用することができる	○	○	○	○

問6 小・中学校において、次の1～19の項目について、どの程度力を入れて取り組んでほしいですか。

あなたの考えに近いものを1つずつ選んでください。

		ぜひ取り組 んでほしい	できれば取り 組んでほしい	あまり取り組 まなくてもよい	取り組まな くてもよい
1	基礎的な学力を確実に身につける授業等の実施	○	○	○	○
2	習熟度別指導 ^{*1} など、学習到達度に応じた授業等の実施	○	○	○	○
3	少人数学級などによる、個に応じたきめ細かな指導の実施	○	○	○	○
4	小学校高学年における教科担任制 ^{*2} による専門性の高い授業の実施	○	○	○	○
5	自ら学び自ら考える力を身につけられるよう児童生徒主体の活動を充実すること	○	○	○	○
6	将来に夢や希望がもてるように職業体験などの社会体験活動を充実すること	○	○	○	○
7	学習習慣を身につけられるようにより一層計画的に宿題を課すなどすること	○	○	○	○
8	全ての児童生徒にとってより分かりやすく安心して受けられる授業等を実践すること（ユニバーサル・デザイン化 ^{*3} ）	○	○	○	○

★マークのしかた



		ぜひ取り組んでほしい	できれば取り組んでほしい	あまり取り組まなくてもよい	取り組まなくてもよい
9	健康の保持増進と体力の向上のために、体育、食育などの充実を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10	部活動・クラブ活動を通じて、学級や学年の枠を超えて切磋琢磨することによって、芸術文化への親しみ、体力向上、人間関係の構築などを図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11	「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の充実を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12	協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するために、学校行事の充実を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13	郷土の歴史などを学び、ふるさとに愛着をもてるようにすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14	情報活用能力*4 の育成を図り、情報化社会に対応できるようICT機器を活用した授業等を推進すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15	外国語によるコミュニケーション能力*5 の育成や多様性の理解を図れるよう外国語教育を充実すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16	いじめの積極的な認知と情報共有などに努め、いじめのない集団づくりや人権教育を推進すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17	義務教育9年間を見通した教育活動ができるよう小学校と中学校の連携をさらに推進すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
18	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）*6 など、地域と学校の連携・協働を図りながら地域の教育力を学校教育に生かすこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
19	教育活動の充実に向けて、教材、設備等の教育環境の十分な整備を図ること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- * 1 学習内容の理解度に応じてグループ分けをして指導すること
- * 2 内容が高度化・専門化する高学年において、中学校のように教科ごとに専門の先生が授業を行うこと
- * 3 教室環境・学習環境の整備、学習や行動のルールの明示、明確な指示・説明を通じて、全ての児童生徒にとって分かりやすく過ごしやすい授業とすること
- * 4 情報及び情報技術を効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な、情報モラルを含む資質・能力
- * 5 外国語によるコミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて、自分の考えなどを思考・判断・表現することができる能力
- * 6 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組み

【1学級（クラス）あたりの児童・生徒数について】

※回答に当たっては、各問の「参考」欄をご参照ください。

問7 小学校の1学級あたりの児童数について、どの程度がよいと考えますか。
あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

- 40人 35人 30人 25人 20人以下

※参考1（国の基準及び寒川町の小学校の現状）

< 1学級あたりの児童数 >
 法律改正により、令和3年度から小学校の学級編制の標準（1学級あたりの児童数）を5年間かけて計画的に40人（すでに小学校第1学年は35人）から35人に引き下げることとなりました。
 国による基準 ： 35人（令和3年度より順次導入）
 町内5小学校の平均 ： 約29.8人



※参考2 (少人数学級の効果)

「『今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する教育関係団体ヒアリング』意見概要」(文部科学省)より

- ①生徒一人ひとりに目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行え、学力向上に効果がある
- ②発言、発表など、子ども一人ひとりの活躍の場が増加している
- ③低学年の少人数学級により、幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られている
- ④ノート指導、作品へのコメントが丁寧にできる
- ⑤教室にゆとりのスペースが生まれ、学習環境が向上している
- ⑥不登校や問題行動の早期対応につながっている
- ⑦生徒は集団内にある所属感・存在感を得られやすく、様々な問題行動や不登校の改善、予防に効果がある
- ⑧幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られている
- ⑨配慮を要する子どもに細やかな対応ができるようになった
- ⑩子どもたちが落ち着いて学校生活を送れる
- ⑪基本的な生活習慣の確立や望ましい学級集団づくりを行いやすくなっている
- ⑫中1に少人数学級を導入した場合に、「中1ギャップ」*7 解消に一定の効果がみられる

*7 児童が、小学校から中学校への進学において新しい環境への学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加したりすること。

※参考3 (学級規模が小さくなりすぎる場合の課題)

「『今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する教育関係団体ヒアリング』意見概要」(文部科学省)より

- ①少人数の中でのグループ化など、人間関係づくりの面で懸念がある
- ②学級規模が小さくなりすぎる場合、集団的教育が効果的に行えるかどうか、社会性をはぐくむ上での問題点がないかどうか等についても十分議論する必要がある

問8 中学校の1学級あたりの生徒数について、どの程度がよいと考えますか。
あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

- 40人 35人 30人 25人 20人以下

※参考 (国の標準及び寒川町の中学校の現状)

<1学級あたりの生徒数>
国の標準 : 40人
町内3中学校の平均: 約35.3人

【1学年あたりの学級数について】

※回答に当たっては、各問の「参考」欄をご参照ください。

問9 小学校の1学年あたりの学級数は、どの程度がよいと考えますか。
あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

- 1学級 2学級 3学級 4学級以上

※参考1 (国の標準及び寒川町の小学校の現状) 次ページ以降に参考2～4あり

<1学年あたりの学級数>
国の標準 : 2学級以上3学級以下
町内5小学校の平均: 約2.8学級



悪い



良い

※参考2 (国による望ましい学級数の考え方)

○小学校では、まず複式学級*⁸を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(1校あたり6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(1校あたり12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

* 8 児童・生徒数が少ないために1つの学年の児童・生徒数だけでは学級の編制ができない場合に、同じ教室に2つの学年を合わせて編制する学級のこと

※参考3 (学級数が少ないことによる学校運営上の利点)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)より

- ①一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる
- ④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥教材・教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい
- ⑦異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧地域の協力を得て、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

※参考4 (学級数が少ないことによる学校運営上の課題)

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)より

補足：⑩～⑰は学級数が少ないことで配置される教員数が減少することによるもの

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③教員の追加配置なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥男女比の偏りが生じやすい
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなったり、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなったりする
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなり過ぎる
- ⑮経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ⑯教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数の変動により、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ⑰児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる



- ⑱ティーム・ティーチング*⁹、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導*¹⁰等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑲各教員の校務や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑳学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ㉑平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ㉒教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ㉓学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ㉔免許外指導*¹¹の教科が生まれる可能性がある
- ㉕クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

* 9 複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと

* 10 小学校において、理科、音楽などの専門性の高い教科について、その教科を専門に担当する教員が授業を行うこと

* 11 学校規模等の関係上、ある教科の担任教員を配置できないとき、当該教科について免許状を有しない教諭が担任することを許可する制度による指導

問10 問9のように考える理由について、あなたの考えにおいて重要度の高いものから、4つまで選んでください。

- 習熟度別指導や専科指導などの多様な学習環境が展開できる
- クラス替えにより幅広い人間関係づくりができる
- 児童同士で切磋琢磨する機会が増える
- 社会性や協調性を養う機会が増える
- 様々な環境で育った児童同士の交流が期待できる
- 児童の活躍の場が多くなる
- クラブ活動の選択の幅が広がる
- 児童同士や教員との人間関係を深めやすい
- 学力を伸ばすことができる
- 集団内でいろいろな役割分担を経験できる
- 運動会や遠足、修学旅行等の集団活動の教育効果が上がる
- 各教員の校務*¹²等を適切に分担でき、児童と関わる時間が増える
- 教員相互の研修・評価・協力ができ、より良い授業や教育活動が展開できる
- 教員の目が一人ひとりの児童に行き届く

* 12 学校教育の目標の実現に向けて学校運営をする上で必要な仕事

問11 問10で選んだ以外に、他の理由があれば、以下にご記入ください。



問12 中学校の1学年あたりの学級数は、どの程度がよいと考えますか。
あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

- 1学級 2学級 3学級 4学級
 5学級 6学級以上

※参考1 (国の標準及び寒川町の中学校の現状)

< 1学年あたりの学級数 >
 国の標準 : 4学級以上6学級以下
 町内3中学校の平均: 約3.9学級

※参考2 (国による望ましい学級数の考え方)

○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(1校あたり6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも1校あたり9学級以上(1学年3学級)を確保することが望ましいものと考えられます。

問13 問12のように考える理由について、あなたの考えにおいて重要度の高いものから、4つまで選んでください。

- 習熟度別指導などの多様な学習環境が展開できる
- クラス替えにより幅広い人間関係づくりができる
- 生徒同士で切磋琢磨する機会が増える
- 社会性や協調性を養う機会が増える
- 様々な環境で育った生徒同士の交流が期待できる
- 生徒の活躍の場が多くなる
- 部活動の選択の幅が広がる
- 生徒同士や教員との人間関係を深めやすい
- 学力を伸ばすことができる
- 免許外指導の教科が出ないようにできる
- 集団内でいろいろな役割分担を経験できる
- 体育祭や遠足、修学旅行等の集団活動の教育効果が上がる
- 各教員の校務を適切に分担でき、生徒と関わる時間が増える
- 教員相互の研修・評価・協力ができ、より良い授業や教育活動が展開できる
- 教員の目が一人ひとりの生徒に行き届く

問14 問13で選んだ以外に、他の理由があれば、以下にご記入ください。



【小・中学校における望ましい学校教育について】

問15 今後、小学校の適正規模・配置を検討する場合、優先して配慮すべきことについて、どのように考えますか。あなたの考えにおいて重要度の高いものから3つまで選んでください。

- 通学路の安全性
- 学校までの距離が遠距離^{*13}にならないようにすること
- 一部の地域に学校が集中しないように地域バランスを考慮すること
- 子どもの学習環境を良くするために学校設備を充実すること
- 適正規模・配置計画の検討内容の十分な周知
- 適正規模・配置後、円滑に学校生活を送るために、対象となる学校間の事前交流を深めること
- 学校の規模や配置が変わることに対する児童の精神的なケア
- 地域活動とのつながり
- 災害時の避難所として機能すること
- 町の他の事業とのバランスを踏まえ財政的に持続可能となるようにすること

*13 通学距離について、「教育上適切な環境」（学校教育法施行規則）、「小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6km以内」（義務教育諸学校設置費国庫負担法施行令）、「通学時間がおおむね1時間以内」（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き）などが基準（目安）とされています。

問16 問15で選んだ以外に、他の理由があれば、以下にご記入ください。

問17 今後、中学校の適正規模・配置を検討する場合、優先して配慮すべきことについて、どのように考えますか。あなたの考えにおいて重要度の高いものから3つまで選んでください。

- 通学路の安全性
- 学校までの距離が遠距離にならないようにすること
- 一部の地域に学校が集中しないように地域バランスを考慮すること
- 子どもの学習環境を良くするために学校設備を充実すること
- 免許外指導が生じないようにすること
- 適正規模・配置計画の検討内容の十分な周知
- 適正規模・配置後、円滑に学校生活を送るために、対象となる学校間の事前交流を深めること
- 学校の規模や配置が変わることに対する生徒の精神的なケア
- 地域活動とのつながり
- 災害時の避難所として機能すること
- 町の他の事業とのバランスを踏まえ財政的に持続可能となるようにすること

★マークのしかた



悪い



良い

問18 問17で選んだ以外に、他に優先して配慮すべきことがあれば、以下にご記入ください。

問19 寒川町における、小・中学校のめざすべき望ましい教育環境について、ご意見等がございましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。